

平成17年第15回教育委員会記録

平成17年11月7日（月）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成17年11月7日(月) 午前10時02分～午前11時41分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 職務代理者 宮坂 公夫
委員 大藏 雄之助 委員 安本 ゆみ
教育長 納 富 善 朗

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 佐藤 博 継 学校適正配置 上原 和 義
担当部長

庶務課長 和田 義 広 杉並師範館長 田中 哲

学校運営課長 馬場 誠 一 学務課長 井口 順 司

指導室長 松岡 敬 明 社会教育 赤井 則 夫
スポーツ課長

済美教育 杉田 治 中央図書館長 原 隆 寿
センター 副所長

中央図書館長 齋木 雅 之
中次

事務局職員 庶務係長 小今井 七 洋 法規担当係長 石井 康 宏
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 9名

会議に付した事件

(議案)

議案第60号 杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例施行規則の一部を改正する規則

議案第61号 杉並区立科学館条例施行規則の一部を改正する規則

議案第62号 杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例の一部を改正する条例

議案第63号 平成17年度杉並区一般会計補正予算（第5号）

（報告事項）

- (1) 服務監察について（経過報告）
- (2) 平成18年度の区立幼稚園児（新4才児）定期募集結果
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧
- (4) 平成17年度児童・生徒の学力調査及び意識・実態調査の実施について
- (5) 平成17年度杉並区体力等調査結果の概要について

目 次

会議録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案審議

議案第60号 杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例施行
規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

議案第61号 杉並区立科学館条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 19

議案第62号 杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例の一
部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

議案第63号 平成17年度杉並区一般会計補正予算（第5号）・・・・・・ 21

報告事項

(1) 服務監察について（経過報告）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

(2) 平成18年度の区立幼稚園児（新4才児）定期募集結果・・・・・・・・・・ 4

(3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧・・・・・・・・・・ 5

(4) 平成17年度児童・生徒の学力調査及び意識・実態調査の実施
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

(5) 平成17年度杉並区体力等調査結果の概要について・・・・・・・・・・ 7

委員長 どうも朝早くからありがとうございます。おはようございます。

ただいまから第15回の教育委員会定例会を開催させていただきます。

本日の議事録の署名委員は、宮坂委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内しましたとおり、報告が5件、議案が4件となっております。

日程第4、議案第62号、日程第5、議案第63号は、平成17年第4回区議会定例会の提出予定議案であり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条に基づきまして、区長からの意見聴取案件となっております。

また、日程第1、報告事項1「服務監察について（経過報告）」は、現在、調査段階のものに係る経過報告となっております。したがって、以上につきましては、同法律第13条によりまして会議を非公開とさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」の声）

委員長 異議がないようですので、議案第62号、議案第63号の審議及び報告事項1の報告の聴取は非公開とさせていただきます。

審議に先立ちまして、傍聴の皆様方に申し上げます。会議における言論につきましては、批評を加えたり、賛否を表明したり、私語、雑談などをされませんよう、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

それでは、日程第1、報告事項の聴取に入ります。

初めに、「平成18年度の区立幼稚園児（新4才児）定期募集結果」についての報告を学務課長、よろしくをお願いいたします。

学務課長 私から、来年度の区立幼稚園児の定期募集の結果につきまして、ご報告をさせていただきます。

去る11月1日と2日に区立幼稚園児の入園募集をいたしました。結果でございますが、記載のとおり、6園合計で264名の応募がございました。前年度が285名でございまして、今年度は前年度に比べて21名減っております。ただ、その前年、16年度で申し上げますと263、あるいはその前の15年度で申し上げますと258ということでございまして、概ね横ばいといった状況とこの部分とはとらえてよろしいかなというふうに思っております。

また、該当年齢児が、前年に比べて約100名ほど減っているというのも影響があるのかなというふうにとらえるところでございます。

各園別の状況でございますけれども、記載のとおりでございます。昨年度は成田西幼稚園において抽選ということがございましたけれども、本年度におきましてはいずれも定員内の応募でございましたので、抽選はございません。

主なところといたしましては、高円寺北幼稚園と成田西幼稚園が前年に比べて19名ずつそれぞれ減少しております。また、堀ノ内幼稚園につきましては、逆に14名増えているということで、トータルとしては21名の減ということでございました。

私からの報告は以上でございます。

委員長 では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

大蔵委員 高円寺北は、幼小連携教育をやるようにして必死に入れたわけですね。どうしてこんなに少ないんですかね。

学務課長 この17年度から、幼小連携教育のモデル事業を実施しているところでございます。そういう中で、来年度の入園予測については、今、3歳の未就園児に1週間集まってもらうようなものもやっておりますけれども、その段階でも前年度に比べて少のうございました。そういうことで、この募集の前段階からも、来年度はちょっと少ないのではなかろうかという危惧をしておりました。これもちょっとデータなんですけれども、杉並第四小学校の学区域内の子どもということで申し上げますと、今年度入学が34名いたのが、来年度は28名に減るといったように地域的な状況もございます。そういう影響もあってか、来年度については24名という数字が出てきたのかなというふうに受けとめております。

委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

今の件については、より原因というか、考察しておいた方がいいと思いますよね。せっかくいろいろモデル校として実施していきたいというのに、ちょっと傾向がそういうのだと問題が難しくなるから、整理しておいた方がいいと思います。

よろしいですか。

では、引き続きまして、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」についての説明を社会教育スポーツ課長からお願いします。

社会教育スポーツ課長 では、私の方からご説明させていただきます。

17年10月分でございますして、定例・新規合わせて21件の共催・後援の名義使用の承認をしております。

まず、新規でございますけれども、新規が6件でございますして、1ページ目をお開きいただきたいと思います。新規については、社会教育スポーツ課扱いで、杉並区剣道連盟の「第53回杉並区剣道連盟剣道大会」でございます。

次に、2ページでございますけれども、社会教育センター扱いでございますして、こちらについては4件とも共催でございます。1件目が「堀ノ内幼稚園父母と教師の会」の家庭学級でございますして、2件目が「精神保健福祉ボランティアゆるやかな会 杉並」の、これは「すぎなみコミ

ユニティカレッジ」でございます。3件目が「たらちねのかい」の「Slow & Smileゆっくりでにっこり」ということで、これは家庭学級でございます。4点目が「地域コミュニティー活性化講座天沼実行委員会」の、これも家庭学級でございます、「ステキにいきいきダイエット」でございます。

次の4ページ目をお開きいただきたいと思います。こちらも新規でございます、「全国小中学校英語教育特区研究大会 in KANAZAWA」でございます、指導室扱いでございます。以上でございます。

委員長 では、ご質問、ご意見ございましたら。

特に問題ございませんでしょうか、よろしいですか。

特にございませんようでしたら、次に進めさせていただきます。この件については承ったことにいたします。どうもありがとうございました。

次に、「平成17年度児童・生徒の学力調査及び意識・実態調査の実施について」、「平成17年度杉並区体力等調査結果の概要について」、以上2件を一括して、済美教育センター副所長からご説明をお願いします。

済美教育センター副所長 それでは、私から、まず「平成17年度児童・生徒の学力調査及び意識・実態調査の実施について」ご報告申し上げます。

区での学力調査につきましては、昨年度から実施しているところでございますが、基本的には昨年度と目的、対象、調査内容は同じでございます。特に今年度変わったところを中心にご報告申し上げます。

目的は4点ございますが、昨年と同じでございます。対象は、小学校は小学校3年から6年、中学校につきましては1年から3年まで全学年でございます。

実施日につきましては、小学校は来年の2月7日、中学校1、2年が2月2日、3年が12月8日を予定してございます。

調査内容につきましては、記載のとおり昨年と同様でございます。

次に裏面にまいりまして、調査問題の作成過程でございますが、本年の7月22日に学力向上調査委員会を立ち上げまして、教科部会と意識・実態調査部会を設置いたしました。現在、10月27日時点で、各部会総計で25回、調査問題の検討・作問を行っております。現在、まだ一部検討中のものもございます。

次に6番ですが、個人票による児童・生徒への結果の返却でございますが、この部分はちょっと変わりました、調査実施1カ月後を目途に、個人票、問題用紙及び解答用紙を返却すると。昨年につきましては、問題は非公開ということで返却をしていなかったんですけども、本年につ

きましては、問題用紙、解答用紙ともに返却するという事になってございます。結果の公表、各学校における公表につきましては、昨年と同様でございます。

もう一点が、その後ろについてございます調査結果の報告書、個人票でございますが、これにつきましては、昨年とちょっと変わりました、各教科ごとのコメントがついてございます。これについては、多分個々での表現がそれぞれ違ってくる。300人いれば300人とも違うような表現になってくるというようなことで考えてございます。

それから、「学習スタイル診断」。これが新たに加わりました。

それから一番右のアンケートのところですけれども、アンケートにつきましても、昨年よりも詳しく個人票として返すというような計画になってございます。

最後についておりますお知らせにつきましては、参考で、中学3年生の生徒と保護者への通知でございます。

学力調査等につきましては以上でございます。

次に、「平成17年度杉並区体力等調査結果の概要について」ご報告申し上げます。

体力調査につきましても、全国実施につきましては、昨年度から実施しているところでございます。区の結果は平成17年度でございますけれども、国及び都の結果は、国が15年度、東京都が16年度と、ちょっと実施年度がずれておりますけれども、比較対象となっております。

狙いにつきましては、杉並区の児童生徒の体力・運動能力の状況を的確に把握しまして、今後の学校における体力向上のための指導に役立てるものでございます。

対象児童につきましては、小学校が3年から6年、中学につきましては全学年となっております。小学校1、2年につきましては、任意の実施というふうになってございます。

次に、種目でございますけれども、小学校の3年から6年につきましては、文部科学省の新体力テストの8項目でございます。中学校の方も原則的に8項目なんですけれども、⑤の20メートルシャトルランまたは持久走となっておりますけれども、学校によっては、20メートルシャトルランと持久走を両方やっている学校もございます。

次に、実施方法でございますけれども、本年の5月から6月の間に、教育課程で位置づけた日に原則的に実施してございます。

データの処理につきましては、業者に委託をして処理してございます。なお、1、2年につきましては、体力向上調査委員会がやっております。

今年度の日程でございますけれども、今年度の5月から6月に体力テストを実施いたしまして、7月、10月、11月と計4回にわたって体力向上の在り方研修会を実施、またはこれから実施する予定でございます。また、体力づくり教室として8月と10月に2回実施してございます。12月に

は、教育報及びホームページによる公表を予定してございます。

次に、表の部分でございますが、小学校の男子でございますが、全般的に見て網かけになっている部分は全国を上回るところでございますけれども、全国を上回るところについては、4年が2種目と5年が3種目と数は少ないんですけれども、対都の比較で見ますと、偏差値のところですが、50を超えているところが3年は3種目、4年生では7種目、5年生で3種目、特に6年になるとちょっと落ちて1種目が超えている状況になってございます。

次に、小学校の女子でございますが、これにつきましては、全国を上回っているところは4年で1種目、5年生で4種目、6年で2種目となっておりますが、対都の比較にしますと、3年生では3種目、4年生では7種目、5年生では3種目、6年生ではちょっと落ちて2種目上回っているというような結果になってございます。

次に、中学校の方でございますが、ここには先ほどご説明しました持久走と20メートルシャトルラン、一緒に載っていますので、全部で9種目記載されております。中学校の特に男子でございますが、全国を上回っているのは1年生の長座体前屈1種目のみでございます。対都の比較では、1年生では5種目、2年生では3種目、3年生では3種目、都よりは上回ってございます。

次に中学の女子でございますが、これにつきましても全国を上回っているのは1種目だけで、3年生の長座体前屈のみ、1種目でございます。対都の比較では、1年生では6種目、2年生では5種目、3年生では5種目と、かなり都を上回っている種目が多くなってございます。

次に、今後の取り組みでございますが、小学校での取り組みでは3点ございまして、まず1点が、授業の改善の取り組みでございます。瞬発力や持久力を高めていくために、低・中学年では基本の運動の充実を図ってまいります。高学年では、体力を高める運動の充実を図ってまいります。それから、女子はボールを投げる経験が少ないために記録がちょっと低くなってございまして、特に5、6年生ですが、基本の運動では、ボール運動領域での運動内容の工夫を図ってまいりたいと考えております。

次に、全校体制の取り組みでございますけれども、全校で一斉に取り組むことのできる運動を意図的・計画的に設定してまいります。

また、保護者に向けた取り組みでございますが、体力を高めることや、生活習慣を改善していくことの必要性を認識していただくように啓発をしてまいります。また、健康教育に関する講演会などを開催して意識を高めていく予定でございます。

次に中学校でございますが、2点ございまして、一点目は、保健体育の授業時間のみで体力を向上させるには、なかなか時間数や他の内容の多さからいっても十分とは言えないというような認識に立ちまして、いろいろな運動の動きのメカニズムを理解させまして、正しい体の動かし方

を身につけることで、運動の質が高まり、それが体力の向上につながるというような方向で考えておきまして、今後、運動の質の向上をさせるという方向で指導してまいりたいというふうに考えてございます。

もう一点は、学校と地域のクラブ活動等との連携を推進するという事で、学校と地域のクラブ活動が連携して体力の向上を図っていくことを、より一層推進していく必要があるというような認識のもとに連携を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上2点でございます。

委員長 では最初に、「平成17年度児童・生徒の学力調査及び意識・実態調査の実施について」についてです。ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

宮坂委員 今、説明いただきましたのですが、6番の個人票を、今回は問題用紙及び解答用紙は返却するというふうになったようですが、理由は、やはり個人情報とかそういうことを考えてでしょうか。理由は特にないのですか。

済美教育センター副所長 昨年度は、業者との契約の中で返却をしない、公開をしないという契約になってございましたので、昨年度は返却をしなかったんでございますが、今年度につきましては、業者との契約の中で問題については公表するとしました。基本的に昨年度につきましては、そういうことで返さなかったんですけども、問題用紙、解答用紙を返さないとどこでつまずいたかということが、明確にわからないというようなご意見も多くいただきまして、今年度、改善を図ったところでございます。

委員長 では、ほかにございましたら。

安本委員 テストの内容というのは、区で作るんですか、それとも外へお願いするんですか。

済美教育センター副所長 基本的には、業者の方から提示していただいた問題を、各教科の部会の方で抽出または中身を吟味しまして、例えば、算数の場合には、ほとんど学力向上調査委員会の方で作成している部分が多いという状況でございまして、国語ですと、どういう問いを抽出するかということについては、各教科部会、学力向上調査委員会の部会の中で検討して決めていくというような形をとってございます。

安本委員 では、全部お任せということではない。

済美教育センター副所長 そういうことではないです。中心的には、学力向上調査委員会の方で作成しているという認識は持ってございます。

安本委員 わかりました。

あと調査結果のご報告に、「今回の結果から、今後の学習について自分なりに考えたことを書いてみましょう。」というのが、どの科目にもあるんですが、これは書いて先生にお見せしたり

とか、こういうふうにしたいとか、そういうことになるわけなんですか。

済美教育センター副所長 これにつきましては、書いて提出するということではございません。自由に自分なりに書いていただくというようなことで、現在考えております。

安本委員 わかりました。

あと、割合私もそういう親の一人かもしれないですが、どちらかという成績が悪いとかいいとか、そのことにとらわれてしまいがちですよ、やっぱりこういうテストで出てくると。どうぞこの目的の部分は、よく皆様に認識していただけるように、よくご説明していただくことをお願いしたいと思います。

済美教育センター副所長 わかりました。目的が4点ございますけれども、この目的は、十分に保護者等に説明してまいりたいというふうに考えております。

安本委員 よろしく願いいたします。

委員長 ほかに、ご質問は。

教育長 指導室長、昨年度の学力の調査を受けて、今年の6月以降に学校でいろいろとやってきたことがありますよね。だからそれが、お父さん、お母さんたちにわかっていただくのが一番だと私は思っているんだけど、今年の実例を若干でもいいから紹介をしてみたらいかがかな。

指導室長 ご指摘のとおり、昨年度第1回の学力調査を受けまして、各学校がいわゆる授業改善等々に取り組んでおります。この間も公開授業等でこういうような改善を図ってきたという、実際の変容と申すでしょうか、そういうものを公開しながら、保護者の方のご理解も得ようと努めている学校は多数ございます。ただ、ご存じのとおり、この学力と申すのは、例えば、今日取り組んだことは、すぐ明日に結果が出るというものではございませんので、そのあたりの時間的な経過も見ながら、また今後の取り組みを教育委員会としては支援してまいりたいと考えております。

教育長 少なくともまた文部科学省が、小学校の6年生と中学校の3年生に全国でしっかり調査をやろうなんていう話がありますけれども、文部科学省がやる調査というのでは、例えば、学習指導要領が本当にこれでいいのかという制度の見直し、制度の検討のためにやるんですけれども、少なくとも、杉並区で昨年度から始めたこの学力調査、体力調査というのは、一つは学校での指導方法がこれでいいのかという点と授業力をどう高めていくかということが、子どもの育ちにかなり影響するということと、それから子どもが、前の学年、つまりテストをやったときと公表された後はもう学年が進級していますし、中学3年生、小学校6年生はもう中学校や高等学校に進む子がほとんどですから、どういう具合に使われるかということは、いろいろありますけれども、少なくとも観点別でどこで子どもがつまづいているか、伸び悩んでいるかということの一つは自

覚をして、お父さん、お母さんたちと一緒にそれを克服していくにはどうしたらいいかということに主眼があって、その調査をする。これはもう根本的に文部科学省がやる調査や東京都教育委員会がやる調査とは違う。つまり、ちょっと心配しておられたA君とB君が違うだとか、あるいはA校とB校とが違うだとか、そういったことをはじき出すためにやるものではなくて、あくまでも授業改善をどうすればいいか、それから子ども一人一人がどこでつまづいていて、家庭の生活実態のどこに問題があるかということを見定めるためにやるんだということが、目的に書いてあるとおりですから、それは学力分析を各学校で各児童・生徒に応じて指導していく過程で、保護者にも働きかけていく次第かなというように考えています。

それから済美教育センターで、今年はあまりできませんでしたがけれども、一昨年から済美教育センターと井草地域区民センターで、夏休み中の学力相談会もやったりしているんですね。その時にも、こういったものを持ってきていただいて、子どもたちだけではなくて、お父さん、お母さんも一緒に来てもらえば、それを使いながらどうしたらいいかということ、済美教育センターの専門の指導員がいますから、そこでもまたいろいろ相談できる。その素材にもいろいろ使えるわけですね。

前年度は問題を公開しませんでしたけれども、やっぱり問題をやり直すということも必要でしょうから、今年度からは問題もお返りする。当然、答えもわかっていますから、それがどこに理由があるかということについては、各ご家庭でも担任の先生とよく相談して、今後の授業のあり方、子どものあり方を振り返ってもらえればそれでいい。そういうことを各担任からご家庭に伝えるということはしていかななくてはいけないと思っています。

いずれにしても、文部科学省や東京都教育委員会がやっている、また、これからやろうとしているということとは、根本的に違うということは何らかの機会に知らせる必要があると、そう思います。

委員長 よろしいでしょうか。

安本委員 結構です。

大藏委員 この調査結果ですけれども、調査結果表、これサンプルがありますが、これにコメントがついていますね。これは本当のサンプルだから、このとおりになるということではないでしょうけれども、このコメントの部分というのは、一つ一つ手書きで書くんですが。

済美教育センター副所長 手書きではありませんけれども、かなり具体的に表現されていますので、個々に応じて表現が変わってくるというふうには聞いてございます。

大藏委員 これは本当にサンプルですから、これではないと思いますけれども、しかし、これを

見る限りでは、このコメントは当たっていませんよね。例えば、国語について、説明文章の問題は頑張りが必要ですと書いてあるけれども、説明的文章は到達度を達成しているんですよね、この人は。こういう書き方であるとすれば。それから英語も、リスニングの問題は頑張りが必要ですと書いてありますけれども、この領域別のリスニングのところでは、この人は目標値を達成しているんですね。到達しているんですね。だからどうしてこんなコメントになるのか不思議です。だから、これはサンプルだからそれは違うけれども、こういうふうなのだったら全然役に立たないということですね。

済美教育センター副所長 わかりました。確かに大蔵委員がおっしゃるとおりに、達成されているものについて、コメントの中身と違うようになっているところがありますけれども、これについては、あくまでも例で、左右連動していない書き方になっております。ただ、実際には、当然左の表というか達成度に応じたコメントになっていくものというふうに思っています。

委員長 はい。

それから、あと教育長が言われたことにつながるんですけども、昨年やっていますよね。そうすると、もう卒業した人とか、それから新しく受ける人もいるけれども、その子どもというものを中心に見れば1年経過していると。そうすると、経年というか、つながりというか、2年間のつながりというのをとらえようとすれば、問題は違っていてもとらえられるものですよ。だから、それぞれ学校単位で点数がどうこうと競うという目的があってもしょうがないし、個人の能力というものを引き伸ばしてもらおうというところに意義があるんだから、それを追えれば追って、それでそのコメントなり、どこかでその辺の指摘をなされれば、個人にとってはより有効にはなると思うんですけども。

済美教育センター副所長 この調査結果の報告の中では、これは手書きではございませんので、なかなかそこまでは難しいのかなとは考えておりますけれども、個別指導の中で、もちろん委員長がおっしゃるように、区の学力調査は経年変化というのを見られるというところを実施している大きな意義がございますので、その辺については、個別指導計画の中で、昨年度と比較しながら指導していくというようなことで考えてございます。

委員長 特にまた、生活態度などに触れられるし、どういうふうに彼らも改善してきたのかということとの関連性というものも、個々の学力以外に書いて指摘した方がよろしいのではないかなと思います。これは大変でしょうけれども、でもせっかくやる労力というか、受ける方も大変だから、それに対応する方もこれをやっていかないと意義が見出せないと思います。

済美教育センター副所長 16年度から実施してございますので、今回初めて2年連続で区の調査を実施するというので、委員長がおっしゃられたことは、十分肝に命じて学校の方に指導して

まいりたいというふうに考えてございます。

委員長 ほかにございますか。

では、よろしく願いいたします。

次に、「平成17年度杉並区体力等調査結果の概要について」、この件につきましてご質問、ご意見ございましたらお願いします。

安本委員 中学校の場合、事実をちゃんと認識して、今後の取り組みのところは、学校とその地域のクラブ活動等との連携というところも出てきているところはすごくいいと思うんですが、これは言っているだけという言い方をしたら失礼かもしれないですけども、一体どういう方法で地域のクラブと連携するかとか、そういうことがちょっと知りたいなと思うことと、あと私としては、子どもの減少で中学校のクラブの数も減り、顧問をする教員も複数のクラブを兼任している状況で、事実上事実なんだろうけど、ここのところを何とかしないとまずいなというふうに、ちょっと何か方策があるような気がするんですけどもいかがですか。

済美教育センター副所長 私も安本委員と同じような感想を抱いたんですけども、なかなかここに書いてあるのは実態で、こういう実態でどういうふうにして学校の中で体力を向上させるかというようところが問題だと思っているんですけども、別に学校の体力向上の中身というか施策というか、やり方を放棄するというのではなく、例えば、地域の人材の活用とか、そういうところで連携していけるのかなというふうに考えております。

さらに今、具体的には各学校で体力向上の推進プランを作成してございますので、その中で具体的に出てくるものというふうに今現在では考えてございます。

委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

宮坂委員 一般論になると思うんですけども、いろいろこの数値を見まして、この数値をどういうふうに活かすかということと学校への指導というのはおそらくおやりになっていると思いますし、先生方も考えていらっしゃると思うんですが、数値を見ますと、小学校、特に低学年はそれほどでもないんですが、高学年、特に中学校になりますと男子と女子は数値的に違います。体力も違いますし。違って当然だと思います。それに伴って、行う競技なんかを分けるとか、あるいは同じ競技を行うにしても男女は別にするとか、徒競走一つにしましても、中学の高学年では一緒に走らせるのか、別々に分けた方がいいのではないかとか、決定はそれぞれの学校なんだろうけれども、そういったような指導というのはおやりになっていらっしゃるのでしょうか。

指導室長 小学校と中学校で、若干様相は異なりますけれども、まず中学校から申し上げますと、中学校は、基本的には体育の授業は男女で別習、種目も異なったり、別に学習しております。し

たがいまして、記録等についても中学校では男女別につけているケースが多くございます。

一方、小学校は、多くの小学校は大体ほとんどの種目が男女混合と、徒競走等についてもそのようなことで、そのあたりをこの体力調査の数値と、どうとらえていくかというのは、また各学校の考え方もあろうかなと考えているところでございます。

委員長 よろしいですか。

いろいろ数値が書いてあるわけなんだけれども、これをどういうふうに読むのかというのがちょっといま一つわからないんだけれども、読み方を教えてもらえますか。

済美教育センター副所長 この表でございませうか。

委員長 網かけはわかるけれども、ただ、数値の重みというか。

済美教育センター副所長 平均値は平均値ですけれども、偏差値は50を標準に前後になっています。この標準偏差値というのがございませうけれども、これはちょっと難しいというか、ややこしいんですけれども、この標準偏差値の出し方には式があるんですが、難しい式で計算してございまして、ただ、この見方といいますのは、この標準偏差値が大きいとばらつきが大きく、数字が小さいと平均に近いところに集まっているというふうに判断ができるというものでございませう。

委員長 なるほど。何かその辺の読み方が書いてあるといいですね。

済美教育センター副所長 注釈ですか。

委員長 そう、読み方。だから今後の取り組みの前に、現状がどうだというときにその辺がないと、一足飛びにもう区内に住んでいる小・中学校の児童・生徒の体力はみんな低いんだと、ただそれに決めつけているという感じですね。

済美教育センター副所長 はい、わかりました。

委員長 一概にそれを言った方がいいんですか。

済美教育センター副所長 いや、そんなことはないですけれども、例えば、小学校の男子を見ますと、特に顕著に低いかなと思われるのは反復横とびと20メートルシャトルラン。握力も若干3年生は低いんですが、全般的に見れば、あとは少なくとも都をかなり上回っている部分が多いのではないかと。これは小学校の男子だけではなくて、反復横とびと20メートルシャトルラン、それから女子の方ではソフトボール投げが若干下回っていると、この表ではこういう見方なんですけれども、委員長がおっしゃられたように、こういう表の見方等説明については、前段の方に載せるという方向で考えていきたいというふうに思います。

教育長 表の見方もさることながら、平均値より低くても、例えば、生理学的に見て、小学校の3年生であれば50メートル走を何秒で走るのが普通なのか。だからそれがあれば、それをクリアして、つまり必要条件と十分条件とあれば、まずハードルを越さなくてはいけない、必要条件の

ハードルを越さなくてはいけないわけだよね。それに向かっていくわけだよね、目標の立て方は。全国平均を上回ろうなんていう話ではないではないですか。結局、ハードルが必要条件と十分条件があって、十分条件を越すのは大変なことなんだよ。ただ、必要条件を越してなくて、しかも全国を下回っていると、これが本当は問題でね。必要条件を越えて、つまり全国平均という基準値を超えていれば、偏差値がどうであろうと普通あまり関係ないでしょう。その基準、もとななる目安というか、そういったことが生理学的にはっきりしないんだよね、これはきっと。だから全国を上回っているか、下回っているかということが相互比較の中でしか出てこないよね。

表の見方は、それはもうコメントすればわかるかもしれないけれども、親の立場に立ってみれば、反復横とびは大体平均的にどのくらいできるものなんですかと、その絶対値、ハードルの高さ。これは生理学的に基本的に出ないからこういう偏差値で求めたり、平均点でやらなければいけない。ところがその中に、例えば、反復横とびをやった日に足をけがしたりした子が入っていて、それが一緒にやれば当然平均下がるわけだよね。調査日に客観的な置かれた状況で、みんな出てくる結果違うわけではないですか。子どもだって、体調不良のときにやるのと万全のときにやるのとは違うわけだから、そこら辺が相互の比較しかできないところを前提にして、こういう表ができ上がっているから、何かこう鑑の上からかゆいところを搔くみたいな、これがね。学力調査の方は、絶対的にその子どもが出ているではないですか。そこら辺が何かはっきりしないなという感じが。

安本委員 あまりこういうふうに出すことに意味を感じないですね。例えば、普通は10回できるところを2回しかできないとかというと、これはまずい、何とかせねばと親もそう思うかもしれないですけども、私、今ざっと見ただけですよ。でも15年、16年、17年と比べたときも違うのもあるかもしれないけれども、極端にこれは困ったなというのはないし、全国平均を上回っているからって、別に倍も上回っているわけでもない。こういうふうに一覧表にしたのは、これは親に出すんですか。これはそういう資料としてあるということだけですか。

済美教育センター副所長 現時点では、親に示そうというふうには思っているんですけども、示してもなかなか難しいということであれば。

安本委員 いや、それは個人的な私の気持ちですから別にあれですけども、では例えば、反復横とびができないからって家で反復横とびの練習をさせようとか思わないですよ、学校でもそうだと思うんです。ちょっとやってみなさいと言ってやるかもしれないけれども、そのことであまり極端な差はどうこうないので、そんなにこういう一覧表にしてわざわざやるという気もないと思います。まあ、やってはいけないということではないですけどもという感じがしますが。

教育長 ちょっと私は違った見方をしているんですけども、この相対評価でやること自体には

意味がないとは思っていないんですよ。つまり要は体力にしても学力にしても蓄積ですから、去年の状況と今年の状況で、さっき委員長がおっしゃっておいりましたけれども、ずっと経年で1年、上級に進級したものとして仮定してずっと追いかけていったときに、どこでどのように変わっていくかと。そうすると学年によって違うかもしれないし、これは学校ごとに出ていないけれども、例えば、和泉小学校と新泉小学校と人数も違う、状況も違うけれども、例えば、校庭が芝生化することによって、これをずっと経年で見ていくと、例えば、50メートル走だとか立ち幅とびの成績がどんどん伸びていっていると。そうすると、どういう教育環境整備をやっていけばいいかだとか、つまり子どもの教育環境をどう整えていけばいいのか、それから保護者や教師がどこにターゲットを絞って指導していけば、翌年もこういうテストの状況、テストの結果ということは一つのセグメントというか、団体としての持っている能力ですから、その状況が高まっていくことにつながっていくかということを見極める。それが一つの指標の立て方とすると、全国だとか都だとかということは一つの目標になると思うんですよ。それはそれとして、この調査に意味があることは間違いないと思うんですね。

安本委員 いや、意味がないではなくて、極端にそう違わないということを私はここでそう思ったので、ちょっとそのことで申し上げただけなんですけれども、そうやって経年で見ていくということは大事だと思うんですね。

教育長 学校によってね、状況によってどう違うかだとかね。

ただ、私は、生理学的にある学年の子どもであれば、こういうものの通常の状態だというのが出てくれば、それを目指していけると、二重に目当てができるわけですよ。そういう目的の反面が欠けているという話です。

安本委員 これも2年目でしたか、こういう形でやるんですか。

済美教育センター副所長 はい。昨年度から全校一斉に実施して、今年度2年目です。

安本委員 そうですね。

済美教育センター副所長 本年度は2年目ですので、昨年度と比較して全体的に総合評価というのがございますので、総合評価を見ながら、個別の中でどの辺が杉並の児童・生徒の体力がちょっと弱いのかなというようなことを見ながら、学力との密接な関係が体力につきましてもありますので、各学校で個別に対応をして、具体的な対応策というのを考えていただけたらというふうに考えてございます。

大蔵委員 これを保護者に返そうと思っているんですか。こういうのを保護者に配ろうと思っているんですか。

済美教育センター副所長 この表全部を保護者にそのままお示ししようというふうに考えている

のではありません。基本的には、ホームページその他でこの表というのは出していききたいというふうには思っています。ただ、結果を結果として保護者にもお示ししたいというふうには考えてございます。

大藏委員 私はあまり意味がないと思いますね。学校でこれを持っていて、そして指導するのはいいですけども、身長や体重で言えば、身長において平均がこうですよ、全国上回っていますよといったって、小さいじゃないのといったって大きくなるわけではないですからね。私はあまり意味がないと思います。だから学校の中で、この身長に応じて、または体重に応じてこれぐらいのことができているということを先生が見て、そしてやっている子にもうちちょっとこういうところに力を入れて練習してみたらどうか、そういう指導には使うことはできるけれども、父兄に戻してもしょうがないのではないのでしょうかと思いますけれども。それから、今、皆さんおっしゃったように、経年変化を見る上でもね。けれども、これを保護者に戻して前の年のを見て調べる、それはほとんどないと私は思いますね。

済美教育センター副所長 基本的には、どちらかという保護者向けには啓発活動が主になりまして、数字がどうのこうのということではなくて、こういうふうに体力を向上させるためには、こういうことが必要なんですよというような啓発活動が主になるというふうに思っています。

教育長 調査のしっ放しはまずいんで、いずれにしても調査の結果は、いずれの方法かを通してやっぱり子どもや保護者に返してやるのが筋だと思いますから、それはそれとして、あとはこれをどう使えるか、使うかということの工夫改善をしていかなくはないということですよ。

宮坂委員 いや、私もこれを保護者の方に渡すのは必ずしも反対ではないし、やはり参考になりますから。ただ、最近、さんざん話が出ていますけれども、全部ではないんですが、親の中には、本当につまらないことを気にする、これは学力の方の数字もそうなんですけれども、ちょっと隣の子と比べ遅れている。同じ子どもでも、そのときの調子によって違った数値が出ることもあるんです。ですから、極端な場合を除きましては、学校としてはこういう数値をきちっと把握して考えるのは大事なんです、親に報告するときは、やはりいろいろな状況というか、そういった特殊な場合を除いては心配することはないというのか、あるいはそういったことの説明というのは十分必要かもしれないですよ。

委員長 いろいろご意見を頂戴していますけれども、体力の向上というのは大きな問題ですし、教育立区を掲げている以上、これも十二分に実ったものにしていかなければいけないと。そうすると教育委員会だけの問題ではなくて、全庁的な、全区的な話になっていますよね。それから地域のクラブなんていう、こんなのが出てくるとセットみたいなものになってくるし、話を大きくというか、話題を大きくというか、検討の土俵を広くというか、やっていかなければいけないと

思うんですよね。それで、できることからやっていくということが大事だし、この辺、最後のページに今後の取り組みというので終わったようなことになっているけれども、そうではなくて、もっと話を広げていった方がよろしいのではないかなと思いますので、そういう機会に、教育委員会からの要望あるいは今後の全区的な取り組みというので話題を出して、整理されていたらよろしいと思うんですけれども。

いろいろフィールドというか校庭の整備等、かなりのお金をかけて杉並はやっているわけですよ。だからそういったものとも連動させる必要性もあるだろうし、その成果もとっていかなければいけないし、いろいろなことと合わせていかなければいけないですね。それも含めての話です。意見ですから、よろしくをお願いします。

ほかによろしいですか。大事な問題、2つ報告としてございました。

では、議案の審議に入らせていただきます。

日程第2、議案第60号「杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例施行規則の一部を改正する規則」を上程し、審議させていただきます。

庶務課長、お願いします。

庶務課長 議案第60号「杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例施行規則の一部を改正する規則」について説明いたします。

改正の理由でございますが、社会教育センターに新たに設置したプロジェクター（ホール用）の使用料を定めるためでございます。

改正の内容ですが、社会教育センターの備付器具の使用料を定める別表第2に、プロジェクター（ホール用）の使用料1,300円を加える。

2点目でございますが、社会教育センターの使用申請書第1号様式及び使用承認書第2号様式に、プロジェクター（ホール用）の欄を加えるものでございます。

施行日でございますが、17年12月1日でございます。

議案の朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

委員長 では、ただいまのご説明にご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。

では、議案第60号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

委員長 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。

引き続きまして、日程第3、議案第61号「杉並区立科学館条例施行規則の一部を改正する規

則」を上程し、審議させていただきます。

庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 議案第61号「杉並区立科学館条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

改正の理由でございますが、区の使用料検討委員会におきまして、備付器具の使用料の見直しが行われ、科学館の備付器具であるビデオプロジェクターの使用料を改めるために行うものでございます。

改正の内容でございますが、1つ目は、別表第2のプロジェクターの使用料を500円から200円に改めるものでございます。

2点目でございますが、使用申請書第1号様式及び使用承認書第3号様式のビデオプロジェクター使用料欄を500円から200円に、250円から100円に改めるものでございます。

なお、250円、100円につきましては、登録団体が利用する場合の使用料でございます。

施行日でございますが、17年12月1日でございます。

議案の朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

委員長 わかりました。

では、ただいまのご説明にご質問、ご意見ございましたらお願いします。

大蔵委員 本質と全然関係ないんですけども、この第1号様式、第3号様式というのは横書きなんですか。

庶務課長 横書きでございます。

大蔵委員 横書きでこんなに漢字の数字で五〇〇とか書いてあるんですか、横書きの数字ではなくて。

庶務課長 大変申しわけございません。別表の方の記載の方は漢数字で500円と記載してございますが、算用数字で5ということで。大変失礼しました。すみません、この場で議案の訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

委員長 内容的にはよろしいですね。

では、議案第61号は議案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。

それでは、会議の冒頭でお諮りしましたように、ここからは非公開とさせていただきたいと思っております。

庶務課長。

庶務課長 これから非公開となりますので、次回の日程だけご報告させていただきたいと存じます。

次回の日程でございますが、11月23日水曜日、国民の祝日となっております。また、議会の予定等もあるということでございますので、11月後半の定例会は休会させていただきまして、次回は、12月14日水曜日、午後2時から定例会を予定させていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

委員長 では、次回は、12月14日水曜日、午後2時からということですか。

それではよろしくお願いいたします。

では、審議を再開いたします。

日程第4、議案第62号「杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例の一部を改正する条例」を上程し、審議させていただきます。

庶務課長、ご説明をお願いいたします。

庶務課長 議案第62号「杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

改正の理由でございますが、井草社会教育会館を廃止する必要があるためでございます。

改正の内容ですが、井草社会教育会館の廃止により、すべての社会教育会館が廃止になることに伴い、題名を杉並区立社会教育センター条例に改めるとともに、社会教育会館の設置日及び使用料に関する規定等を削除するものでございます。

施行期日は18年4月1日でございます。

議案の朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

委員長 では、ただいまのご説明にご質問、ご意見ございましたらお願いします。ございませんか。

では、お諮りします。議案第62号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。

続きまして、日程第5、議案第63号に移ります。

議案第63号「平成17年度杉並区一般会計補正予算(第5号)」を上程し、審議させていただきます。

庶務課長、ご説明をお願いいたします。

庶務課長 議案第63号「平成17年度杉並区一般会計補正予算（第5号）」について説明いたします。

補正の理由でございますが、学校の安全対策等に関する経費を計上するために行うものでございます。

内容でございますが、3枚目をごらんください。

平成17年度一般会計補正予算概要（第5号）でございますが、7教育費といたしまして、補正額が5,228万円でございます。その内訳でございますが、学校運営管理（小学校）の分といたしまして、フェンスの修繕2校分、フェンス改修工事1校分、校門遠隔施錠システム工事43校分、防犯カメラ設置工事1校、アスベスト対応のコンベクション1校分に要する経費として4,940万。

次に、養護学校維持管理費といたしまして、アスベストを含有している学校給食調理に使用している煮沸消毒槽を撤去いたしまして、新たに設置するための経費として78万円。

3番目といたしまして、学校運営管理（中学校）で、フェンス修繕1校分、防犯カメラ設置工事1校分の経費として210万円ということで補正を組んでいるものでございます。

裏面にまいります。

財源構成でございますが、記載のとおりということでございます。補正後の金額でございますが、教育費が110億4,816万3,000円でございます。

議案の朗読は省略いたします。

以上でございます。

委員長 では、ただいまのご説明にご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

大藏委員 これはこれから執行するんですか。

庶務課長 これから議会にかけまして、決定後、執行ということになります。

大藏委員 では、まだ全然手はつけてないわけですね。

庶務課長 はい、これからです。この予算のことについてはそうです。

大藏委員 予算案の、フェンスの修理だとかはしていないんですね。

庶務課長 そうですね、はい。既に前の予算でやっているのは別として、今回の対象校についてはこれから始めると。予算化して、その後で決定されてから執行するという段取りになります。

大藏委員 それで年度内に終了するんですか。

庶務課長 はい、そういうことでございます。

委員長 ほかにございませんか。

では、議案第63号の件についてお諮りしますが、議案第63号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。

ありがとうございました。

では、最後に、報告事項のところに戻りまして、1番目の「服務監察について(経過報告)」。

庶務課長、よろしくお願いいたします。

庶務課長 それでは、「服務監察について(経過報告)」について、私から報告をさせていただきます。

なお、この報告につきましては、記載のとおり経過報告ということでございますので、改善策等がまとまった段階で改めて報告をさせていただきます。

最初に要旨ということで、大体の概要をまとめてございますが、この監察につきまして、事故監察ということで入ってございます。中瀬中学校の複数の教員から、長期にわたって旅費が支給されていないといった旨の報告が副校長にありまして、校長の方で全教職員に確認をさせたところ、同じような状況が確認されたということが教育委員会に報告がございました。それを受けて事故監察ということになってございます。

結果でございますが、旅費及び給食費の着服、工事に係る不適正な処理が確認されたということでございます。

なお、着服額につきましては、既に本人から弁済を受けてございます。

現在、改善策及び責任の究明を含めた今後の対応を検討中ということでございます。

教育委員会の報告日、それから事故監察の期間については、記載のとおりでございます。

2番目の原因当事者でございますが、学校事務の主任ということで、県費負担職員でございます。

3番目の事故監察対象でございますが、杉並区に来ましたのが13年4月からということから、その全期間を対象とするということで、13年4月から17年10月まで、勤務地の区立中瀬中学校、それから井草中学校ということとさせていただきます。

具体的な内容といたしましては、給食費、それから旅費、学校運営費、学校徴収金ということで事故監察を行ってございます。

4番目の事故金額等ということでございますが、給食費につきましては155万4,077円ということの被害額と申しますか、着服があったということでございます。

それから2点目の旅費等、この「等」は、先ほどの括弧内のところに事故監察対象に含まれた給与取り扱い口座関係、具体的には年末調整を含むということで「等」ということで記載してございます。26万8,728円ということで、その期間の部分で旅費が本人に渡っていなかったと、そ

の分を着服したということでございます。

なお、これらにつきましては、最終的なところでの着服額ということで、この間一時流用といったようなこともございました。

それから、学校運営費の関係でございますが、被害対象者のところに※をつけて記載してございますが、15年度に井草中学校で行った工事を中瀬中学校の予算から支出したという内容でございます。こういった契約で支払い額がどうかというのは、その下のところの記載欄のとおりです。工事そのものは井草中学校で行われて、その金額が中瀬中学校で執行されたということで、経理の不適な執行あるいは工事の不適切な執行ということがあったということ、これについては着服ということとはございません。

学校徴収金については、適正に行われて何もなかったということでございます。

結果的には、最終的な被害額は合計欄記載のとおり182万2,805円ということでございます。

裏面にまいります。

こういった事故が発生した要因でございますが、現在の段階での分析ということでございます。

まず1点目の給食費につきましては、給食費のマニュアル等が定められているわけですが、学校長、副校長によるチェックの不備というか、不徹底といいますか、きちんとしたチェック、意思決定が行われていない、そういうことも含めて、そこに記載のような執行体制だったということが上げられています。

それから2点目が、出納処理簿の記帳漏れとか未作成といったこと。

それから3点目、4点目は同じことになるんですが、「学校給食実施計画」給食会計予算の未作成ということで、学校給食の実施計画をきちんと押さえて、学校栄養士がチェックするという中で、執行がされていなかった関係で、徴収した給食費より安い金額での購入をするというようなことで、1日1万円程度余裕金が出た結果が不正の温床になったということでございます。

次に、決算書の粉飾ということです。通常ですと繰越金なり返済額が出るといったところが、繰越金がない歳入と歳出を一致させたといったことが行われたということでございます。

最後に、教育委員会のところでございますが、そういった点で、教育委員会では決算書について疑義をいただいて調査をしたんですが、当該事務職員から調味料等を購入して0円にしたといった報告がされた関係で、事件を防ぐことができなかったということでございます。

次に、旅費の関係でございます。これは大変申しわけないんですが、旅費等ということで「等」を加えておいていただきたいんですが、給与取扱口座にそれぞれの旅費が例月振り込まれるんですが、それを個人口座に振り込むといったことで、本人が確認を行わなかったと、そういったことがあったためにこういった着服を防ぐことができなくて、こういった事務処理を防ぐこ

とができなかったということでございます。これは「等」ということで書いてございますが、年末調整についても同じということでございます。

それから学校運営費、工事の関係についてですが、井草中学校においても校長のもとでしっかり工事を確認して執行するといった契約の承認、そういったことが行われていないことがそういった結果になったと。あるいは本来ですと、生徒のいたずらということであれば、そういった保護者に求償すると、そういったことも行われていなかったということでございます。

それから2枚目にまいりまして、中瀬中学校の方では、今度は経理ということでございますが、経理の面で自分のところで行われていない工事を執行したわけでございますから、こういった確認をするかといったところで、処理がきちんと行われていなかったということでございます。

6番目の現在の対応状況でございますが、給食費につきましては着服金を返還し、記載のとおりの日返済をいただいております。今後、その決算をやり直して、校長の責任のもとで保護者への返還とか、就学援助費等の区への返還といったことを行って、改めて決算書をまとめるということになります。

平成17年度は、年度内の会計処理の中で調整して清算するというところで進めたいということで対応しているところでございます。

2点目の旅費でございますが、返還をされたものを、それぞれの職員へ口座振替及び現金渡しによってお支払いをしたといった状況になっています。

3、4ということで、今後どうしていくかという部分に関わってくるんですが、これらを受けまして、東京都教育委員会の方へ事故報告を行います。東京都教育委員会の方では、これを受けて任命権者としての処分をするということで、通常報告を受けてから2カ月程度かかるといったような話ですが、かなり厳しい処分となるというふうに大体聞いてございます。

それから、こういった不正経理によって、区は損害を受けているわけでございますので、告訴する方向で関係機関と、今、調整をしているといったことでございます。

監察員等は記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 では、ご質問、ご意見を願いたします。

宮坂委員 ちょっと参考までなんですけれども、一応返済はされていますよね。告訴するというのは、どういう内容で告訴するんですかね。どういう罰則を与えるというか。普通は何か損害を受けたときには、それに損害金に金利か何かをつけて何百万戻せとかと訴えるんですけれども、こういう場合はどういう告訴になるんですか、告訴内容というのは。

庶務課長 基本的には、不適正な業務執行をしたわけですから、横領というわけではないですけ

れども、そういった形で、金額を返せばよかったという話になりませんので、そういった不正な業務執行をしたということで告訴するということになります。

宮坂委員 刑事告訴になるわけですか、民事ではなくて。

庶務課長 そうですね、はい。

委員長 ほかにございましたらお願いします。

教育長 1 ページ目のこの※のところがあるでしょう、これはどういう意味ですか。井草中学校の15年度修理工事を16年度予算から執行したということは、15年度に修理工事を行ったんだけど、中瀬中学校の記録でいうと16年度分として処理されたというのが、この16年4月1日契約、4月7日完了という、そういうことで処理をしてしまったということなんですか。

庶務課長 大変申し訳ありません。井草中学校で実際にはこういった修繕工事を行いまして、当時、この県費負担職員は井草中学校にいました。学校令達予算の範囲の中では、これは本人申し立てということになるんですが、執行できなくて、それをそのまま異動先の中瀬中学校に行ってから、そういった関係書類をそろえて、中瀬中学校の予算で執行したということでございます。

したがいまして、井草中学校については、当該年度、自分のところでしっかりと契約をして執行するといったことについて、管理がなされていなかったということと、中瀬中学校につきましては、よその工事を支払ったといった経理の不適正なものがあったということでございます。

教育長 では、中瀬中学校の2階のパーティション工事を、4月1日でやって4月7日に完了したものととして中瀬中学校の運営費から払ったと、そういうことだということですか。

庶務課長 そういうことでございます。工事そのものは、井草中学校で行われた工事なのですが、書類を整えて中瀬中学校の方で支払ったと。

大蔵委員 これはちょっと不思議ですね。この部分のこういう工事をするという予算が、井草中学校に割り当ててあったのではないですか、15年度分で。

学校運営課長 予算については、学校に一律修繕経費としては70万しか配当してございません。追加してもし配当する場合、学校運営課に相談の上、追加令達を受けて実施しなければいけないんですけれども、そういった手続を踏まずに、予算が足りないからということで、新年度の中瀬中学校で工事を行ったものというふうにして、校長印、副校長印をもらって、学校運営課に請書という形で来るわけなんですけれども、それに基づいて支払いをしてしまったということでございます。

大蔵委員 では、こっちの教育委員会側にも責任はあるわけですね、これについては。ごまかされて、そのまま、はい、そうですかといって支払ってしまったわけですね。

学校運営課長 その辺については、請書という契約自体は学校でやっていただくわけですね。学

校で、まず契約時には校長の確認印が必要なんです。その工事が終わりましたということで確認をするのは副校長の役目でして、その検査印というのを校長が押してくるわけです。それがありますと、うちの方では確かに工事は行われたものとして、それに基づいて業者にお金を支払うと。支出命令権限が教育委員会にございまして、その請書については正当につくられたものというふうに、私どもは見なしまして支払ったわけですがけれども、その作成自体が不正に行われていたということでございます。もちろん点検が十分できなかったという点については、書類が正当につくられてきた場合、なかなかそれを不正なものを見抜くのは非常に難しいものでございまして、今回、工事の確認及び契約について、校長の方で確認不十分のまま押印しているという点について非常に問題があるのかなというふうに考えております。

実際の工事は、井草中の15年度の年度末、3月ごろに行われておりまして、それについて井草中の方でも、実際に校長の方で契約をしていない工事が行われているということに対して確認をされていないという不備がございまして。

以上でございます。

大藏委員 不思議ですね。だけど井草中学校の方は工事をやっています。中瀬中学校は確認をしないで判を押したと、だから校長も副校長も確認しないで判を押したということはわかるんですね。しかし、井草中学校の方は工事をしたのに、その書類を作らないで、校長は何もしないというのはちょっと不思議ですね。

庶務課長 令達をしまして、今、契約につきましては、50万以下のものについては学校で契約をする形になっています。ですから工事というのは、見積りをとって学校が契約をして、その上で工事に入るわけですね。ですから、この辺が井草中学校では行われていなかったと、要するに事務担当者が頼んで工事をしてしまったと。

大藏委員 契約はしていないんですか。

庶務課長 そうです。

大藏委員 でも、工事をしていることを校長は知っているでしょう。

どこか修理をしているのにですよ。知らないというのは事実なんですか、それは。

庶務課長 いずれにしても、先ほど申し上げたとおり、井草中学校ではそういった工事をきちんと制度に基づいて契約をして、履行確認をして、支払いを今度は教育委員会に回すということになるわけですがけれども、その工事自体をしっかりと契約制度に乗せてやるということが行われていなかったということになります。今、大藏委員のご指摘のとおり、校長は、その辺を今の事実調査の範囲で言えば知らなかったということになります。

大藏委員 パーティションって、とにかく仕切りを作るわけでしょう。廊下や壁の補修はペンキ

屋か何か、壁を塗っているということかわかりませんが、パーティションって仕切りを作ったか作らないかについて、しかも2階と1階と2つやっていて、それを気が付かないとか、その工事をどうしてやっているのと聞かないというのも不思議ですね。

学校運営課長 このパーティションというのは、男子トイレの中仕切りでございまして、大便器の周りを覆っているものでございます。場所が非常に職員室から離れているということもありまして、生徒が壊したんでしょうけれども、その壊した生徒も特定できないということでもあります。

教育長 中瀬中学校でも同じ工事をやっているわけですか。

学校運営課長 そういった事実はございません。

教育長 つまりかこつけてやったのか、例えば、2階のパーティション工事は井草中学校でもやっていて、それを中瀬中学校の2階のパーティション工事としてやったのか。つまり金額的に、なぜこういう金額がこの時期に執行されるかというのがいろいろあるではないですか、不適正な処理ということは。だから井草中学校でも同じような、日にちはともかくとして、2階のパーティション工事をやったり、3階の廊下の壁の補修工事をやったり、そういう工事をやっているんですかと。だから要するに外形的にはわかることがあったのかということ、今、大藏先生が言ったように。

学校運営課長 中瀬中学校で同時期に同じような工事をやっていけば、ごまかしやすいというご指摘なんですけれども、そういった工事はございませんでしたので、当該事務職員が不正に印鑑を押印したのか、もしくは単に校長、副校長が確認もしないで判を押したのかということころかなという感じです。

教育長 井草中学校ではやっていたんですね、この2階のパーティション工事もやっていたんですね。

学校運営課長 ええ、工事があった事実は確認してございます。

教育長 その金額は、この金額で請求書が来ていたわけね、井草中学校の方に。

学校運営課長 そのとおりでございます。井草中学校の方に請求は来てございました。

安本委員 井草中学校でやった工事は井草中学校に請求するほかはないのですか。

庶務課長 全部、当該事務職員が自分の一括の中でやっていますので、業者からそういったものをとったのも中瀬中学校へ行ってからだというふうに聞いております。

教育長 でも、終わったら、履行確認があり、請求があるわけだから、法律上は三月以内に払えとかいろいろあるわけでしょう。

事務局次長 ちょっと私もわからないんですけれども、15年度中に井草中学校でこの4点の工事を行っている。それについては、通常の契約に基づくものは全く一切行わずに工事だけをして

しまったというのがあるんです。

教育長 契約しておらんのだ。

事務局次長 ええ。業者からしてみれば、やった工事についてお金が入ってこないのはおかしいではないかということで、この県費事務職員の方に請求をしたと。忘れていたのかどうなのか、ちょっとその辺詳しくはわかりませんが、それであらためて気がついて、払わなければいけない。払うに際しては、井草中学校の部分ではもうお金もないし、それからもう本人は中瀬中学校に行ってしまうわけですので、それでどうしたかという、中瀬中学校で工事があったかのように見せかけて、井草中学校でやった同じ工事を中瀬中学校でやったかのように見せかけて、不正な書類をつくって、現場確認もやらせて、それで業者の方に支払うと。

教育長 引っかかったのは、要はこれだけの操作があると、その過程で着服はなかったんでしょねと、その確認だけ。

庶務課長 それはないです。

教育長 だから要するに事務処理手続だけ、つまり契約も何もしていないわけでしょう、井草中学校では。だから校長に権限があるとさっき言っていたけれども、要は校長の権限があるないにかかわらず、契約もしないで工事だけやらせておいてやったということでしょう。そうすると、事務の不適正というよりも、本当は20万だったものを31万払ったということにしておいてなんていうことがないということがはっきりすればいいね。

大藏委員 業者の方も、この県費事務職員あてに請求書を出すわけではないわけだから、そうでしょう、そんなことはあり得ないですよ。だって杉並区から払うのに業者名簿にちゃんと書いてあって、中瀬中学校と請求書に書いてあるわけですね。しかし、この業者はどこか知りませんが、井草中学校でやったわけですから、それが中瀬中学校に請求書を出すのはおかしいわけですよ。だから業者の方もこの県費事務職員に言われて、もう井草中学校ではお金がないから、中瀬中学校で支払うからこっちにしてくれよと、だからこれも談合によって名前を書きかえているわけですよ。だから業者も全く無罪ではないですよ。

学校運営課長 今の請求の件でございますけれども、実際、正規の請求書を隠し持っていたんです。この事務職員が持っていたわけです。実際には正当に請求されてございまして、それを要するに隠したまま新年度に入り、異動した中瀬中学校での工事として請求しようということです。

宮坂委員 つくっているわけですか、そういうものを。

学校運営課長 はい。ですから、金額等は間違いございません。

宮坂委員 中瀬中学校で請求書を作らせたというわけですね。

大藏委員 いや、自分で作っているんでしょう、きっと。

宮坂委員 自分で作ったんですか。

大藏委員 向こうから請求が来たとして。

事務局次長 幾つかの問題点があるわけですが、1つは、校長自身がこうした仕組みの話ですね、工事だとか簡単な修繕だとか、そういうものについてあまり意識がないということです。事務に任せてしまっているということと、それから業者との仕事の関係でいきますと、場合によっては、業者は金額だけを書いた白紙の請求書を出すことがあり得る。そうすると、言ってみれば金額だけの話ですから、井草中学校に請求が行ってしまったらどこでも書類の操作はできてしまう。その辺ももっと調査をしなければいけないということですね。業者がどういう書類を作ったのか。これは井草中学校の校長あてに出したもののなのか、そこが全くなしで、金額だけ記載して、たまたま井草中学校の事務室に持っていったのか、多分、その傾向が強いというふうに思うのですが、仮に井草中学校長殿というあて先でやっていたとすれば、それは書き直さなければいけない作業がここに出てくるわけですね、中瀬中学校長殿に。だからその辺ももう少し調査をしなければいけないかなと思っています。

いずれにしても、こういった修繕の関係だとかというのが、あたかも校長だとか副校長ということで現場の確認ができるような仕組みにはなっているわけですが、きちんとそれが行われていないという実態が、ひょっとするとここだけではなくて、他にもあるのではないかと、むしろそちらの方もこれから徹底していかなければいけないだろうと思います。

大藏委員 それから先ほど教育長が言ったように、この金額が本当にこの金額のままだったのか等についてはやっぱり疑いがある、今、事務局次長は請求書の金額だけあって、あて先も何もないと言ったけれども、金額もなかったかもしれないですね。そういうようなものもあるんですよ現実に。明細書だけでこれだけかかりましたとあって、業者から来た請求書というのを水増しするわけですから。そして、その分の残った分を山分けしたりしているわけですね。だから、あなたのところで幾らの請求書にするかは、どうぞお考えくださいとあって白紙でくれるものもあるんですね。

教育長 被害金額はどこでどのように発生したかは、教育委員会の行政のその指導監察の中でできるということと警察で犯罪捜査の中で調べるということとちょっと内容的にも違うことですから、最終的に額の確定をするのは警察にお任せするしかないと思うんですね。要は単純な横領とかではなくて公文書偽造ですとか、いろいろなものがこれは重なってきてしまっているんで、最終的には警察と今相談して進めていますから、もうしばらく事態の推移を観察していただくしかちょっと手が無いと思うものですから、今日はここで金額についていろいろやってもなかなかはっきりしないから、いずれにしても、教育委員会の監察で把握できた範囲のご報告で、この金額

以外に出てこないということでご理解をいただければと思うんですけども。

宮坂委員 一般論なんですけど、ちょっと離れます。今の学校で、小学校や中学校で修理をするときに、幾ら以上の金額については見積もりをとってきちっとやるとか、簡単に言えば、ガラス一枚割れたぐらいでは契約はいちいちやらない、現金で払う場合もあるんじゃないかと思うんですけども、そういう何か内規みたいな、幾ら以上についてはきちっと見積もりを出して、工事だとか、もっと大きいものだったら競争入札になるでしょうけれども、その辺のラインというのはあるんですか。

庶務課長 それはきちんと規定がございまして、そのとおりにやっていると。その金額につきまして、さっき教育長から申し上げたとおりなんですけれども、書類上では、契約をした金額と払った金額が合っているということでございます。ただ、実際に被害が出たかどうかというのは、業者との関係でどう割戻しがあったかどうかまで我々はわかりませんので、そこまではちょっとこの調査の中ではわからないということでございます。

それから、今後のことなんでございますけれども、今日は秘密会ということにさせていただきますが、そういった関係当局と、どう告訴するかということも含めて、それからその保護者への返還というのがありますので、その時期をうまくタイミングを図りながら、公表ということをしていかざるを得ないというふうに思っております。

宮坂委員 見積もりを出させるのは、大体50万以上ぐらいですか。

学校運営課長 見積書は、50万円以下の契約については学校長の権限でやっております。

庶務課長 一応金額によって、2社とか3社使うようになっています。

宮坂委員 いろいろあるんですね。わかりました。

庶務課長 そういったのは、区の方の監察追跡調査の中でも確認されているわけですから。さっき言った調査の書類としてはこの金額で払われて、契約をなされたということです。

大藏委員 一つずつ別にしてしているというのは、50万円を超えると面倒くさいから、30万以下にするということですね。だからそれはベテランだから慣れているわけですね。

委員長 では、今日のところは、このあたりでよろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。

では、これで予定されました日程は、すべて終了いたしました。

本日の会議を閉じさせていただきます。